

令和 7 年 教育委員会

第 2 回 臨時会 議事日程

令和 7 年 3 月 31 日 (月)

第 1 議 案

【 子ども総務課 】

- (1) 議案第 12 号「令和 7 年度教育委員会事務局幹部職員の異動」【秘密会】
- (2) 議案第 13 号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (3) 議案第 14 号「千代田区教育委員会規則で定める様式における公印の押印の特例に関する規則」

【 子ども支援課 】

- (1) 議案第 15 号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」
- (2) 議案第 16 号「千代田区立こども園処務規程の一部改正」

【 指導課 】

- (1) 議案第 17 号「千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」
- (2) 議案第 18 号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」
- (3) 議案第 19 号「幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等について」
【秘密会】

第 2 報 告

【 子ども総務課 】

- (1) 令和 7 年度教育委員会事務局一般職員の異動について【秘密会】

議案第13号

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

令和7年度における各課の分掌事務の変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正例規

千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年千代田区教育委員会規則第1号）

3 改正内容

子ども総務課の分掌事務、子育て推進課の分掌事務及び子ども施設課の分掌事務を見直す（別表第3関係）。

4 新旧対照表

別添のとおり

5 施行期日

令和7年4月1日

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を次のように改正する。

新（改正後）		旧（現行）	
別表第3（第8条関係）		別表第3（第8条関係）	
課	分掌事務	課	分掌事務
子ども総務課	(1)から(10)まで（現行に同じ。） (11) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校の認可、届出の受理等に関すること。 (12)から(17)まで（現行に同じ。） (18) <u>子どもの権利推進に関すること。</u> (19)（現行に同じ。）	子ども総務課	(1)から(10)まで（略） (11) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。 (12)から(17)まで（略） (18) <u>教育政策に関すること。</u> (19)（略）
子ども支援課	(1)から(9)まで（現行に同じ。）	子ども支援課	(1)から(9)まで（略）
子育て推進課	(1)から(6)まで（現行に同じ。） (7) <u>子ども・子育て支援施策に係る手当等</u> に関すること。 (8)及び(9)まで（現行に同じ。）	子育て推進課	(1)から(6)まで（略） (7) <u>次世代育成に係る手当（児童手当を含む。）、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当</u> に関すること。 (8)及び(9)（略）
子ども施設課	(1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関すること（ <u>中等教育学校を除く。</u> ）。 (2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関すること。 (3)から(7)まで（現行に同じ。）	子ども施設課	(1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関すること。 (2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関すること（ <u>中等教育学校の施設改修を含む。</u> ）。 (3)から(7)まで（略）
学務課	(1)から(14)まで（現行に同じ。）	学務課	(1)から(14)まで（略）
指導課	(1)から(20)まで（現行に同じ。）	指導課	(1)から(20)まで（略）

備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

千代田区教育委員会規則で定める様式における公印の押印の特例に関する規則

1 制定理由

令和7年3月17日付6千政総務発第903号で区長部局において公印押印を省略できる文書の範囲の取扱いについての通知があった。

当該通知を受け、教育委員会として公印押印を省略できる文書の範囲の取扱いを区長部局の通知に準じて取扱うものと定めることとした。

このため、当該定めに応じて、千代田区教育委員会規則で定める様式（公印の押印を求めているものに限る。）の取扱いについて規則で定める必要がある。

2 制定規則

千代田区教育委員会規則で定める様式における公印の押印の特例に関する規則（令和7年千代田区教育委員会規則第7号）

3 内 容

公印押印を省略できる文書の範囲が拡大されることに伴い、教育委員会規則で定める様式（公印の押印を求めているものに限る。）について、公印省略ができる場合であって、現に公印省略として取り扱うときは、当該様式中の押印を求める定め（印の箇所）を削除し、又は訂正して使用できるようにする。

4 施行期日

令和7年4月1日

議案第14号

千代田区教育委員会規則で定める様式における公印の押印の特例に関する規則

千代田区教育委員会規則で定める様式における公印の押印の特例に関する規則を次のように制定する。

千代田区教育委員会が別に定めるところより公印の押印を省略できる場合であって、必要に応じ公印の押印を省略するときは、千代田区教育委員会規則で定める様式にかかわらず、押印に関する部分を削除し、又は訂正して使用することができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げる用語について、当該各号に定めるところによるほか、条例における用語の例による。</p> <p>（1）から（4）まで （略）</p> <p><u>（5） 預かり保育 短時間保育を実施する時間以外の時間に実施する保育をいう。</u></p> <p>（6） （略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第4条 幼稚園における休業日は、次の各号のとおりとする。</p> <p>（1） 短時間保育 千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年千代田区教育委員会規則第4号）第32条に定める休業日</p> <p>（2） 長時間保育</p> <p>ア 日曜日</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>ウ <u>12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>エ その他千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が定める日（預かり保育の実施）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げる用語について、当該各号に定めるところによるほか、条例における用語の例による。</p> <p>（1）から（4）まで （現行に同じ。）</p> <p>（5） （略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第4条 幼稚園における休業日は、次の各号のとおりとする。</p> <p>（1） 短時間保育 千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年千代田区教育委員会規則第4号）第32条に定める休業日</p> <p>（2） 長時間保育</p> <p>ア 日曜日</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>ウ <u>1月2日及び同月3日</u></p> <p>エ <u>12月29日から同月31日まで</u></p> <p>オ その他千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が定める日（預かり保育の実施）</p>
<p>第11条 園長は、<u>在園する幼児（千代田幼稚園及び昌平幼稚園においては短時間保育のみを受ける幼児に限る。）が短時間保育の実施時間以外の時間において保育を必要とする場合は、預かり保育を実施する。</u></p>	<p>第11条 園長は、<u>その在籍する幼児（千代田幼稚園及び昌平幼稚園においては短時間保育の実施を受ける幼児に限る。）が当該教育の実施時間帯以外において保育を必要とする場合は、次の各号に定めるところによる保育（以下「預かり保育」という。）を実施する。</u></p> <p>（1） <u>実施時間 短時間保育の終了時から午後4時30分までの範囲で行うものとする。</u></p> <p>（2） <u>実施園 区立幼稚園全園</u></p> <p>（3） <u>対象者 実施園の園児のうち、預かり保育を必要とする園児とする。</u></p> <p>（4） <u>実施日 第4条第1号に定める休業</u></p>

日以外の短時間保育を実施する日

2 預かり保育の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日
(前号に掲げる日を除く。)

(4) その他委員会が定める日

3 預かり保育の実施時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 午前7時30分から短時間保育の開始時間まで

(2) 短時間保育の終了時間から午後6時30分まで

(3) 前2号の規定にかかわらず、短時間保育の休業日にあつては、午前7時30分から午後6時30分まで

4 預かり保育は、前項各号に掲げる時間帯のうち保護者の希望する一の連続する時間帯（短時間保育の実施日においては短時間保育時間と連続する時間帯をいう。）においてこれを受けることができる。

5 同一日において第3項第1号及び第2号に定める実施時間内に預かり保育を受ける場合における当該預かり保育の実施時間の算出については、同項各号に定める実施時間のうち、現に預かり保育を受けた時間（次項において「保育時間」という。）を通算することができる。

6 預かり保育料の額は、保育時間が1時間（当該保育時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。以下この項において同じ。）につき100円とし、引き続き預かり保育を受けるときは1時間を経過するごとに100円を加算する。

7 預かり保育料は、後納とし、委員会が定める日までに納入しなければならない。
(預かり保育の額の特例)

第11条の2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る預かり保育料の額は、前条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 当該月における預かり保育料の額の

2 預かり保育料の額は、保育時間が1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。以下この項において同じ。）につき100円とし、引き続き預かり保育を受けるときは1時間を経過するごとに100円を加算する。

3 預かり保育料は、後納とし、委員会が定める日までに納入しなければならない。
(預かり保育の額の特例)

第11条の2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る預かり保育料の額は、前条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 当該月における預かり保育料の額の

<p>合計額（前条第6項の規定に基づき算出した額。次号において同じ。）が11,300円以下の場合 0円</p> <p>(2) 当該月における預かり保育料の額の合計額が11,300円を超える場合 当該月における預かり保育料の額の合計額から11,300円を控除して得た額 (給食の実施)</p> <p>第14条 <u>幼稚園は、在園する幼児に対し、給食を実施する。</u></p>	<p>合計額（前条第2項の規定に基づき算出した額。次号において同じ。）が11,300円以下の場合 0円</p> <p>(2) 当該月における預かり保育料の額の合計額が11,300円を超える場合 当該月における預かり保育料の額の合計額から11,300円を控除して得た額 (給食の実施等)</p> <p>第14条 <u>千代田幼稚園及び昌平幼稚園では、在園児に対し、給食を実施する。</u></p>
--	---

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

区立幼稚園において預かり保育の拡充及び給食の提供を実施するため、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 預かり保育

ア 午前7時30分から短時間保育の開始時間まで実施

イ 短時間保育の終了時間から午後6時30分まで実施

ウ 短時間保育の休業日(夏・冬・春の長期休業日等)に、午前7時30分から午後6時30分まで実施

(2) 給食

ア お茶の水幼稚園で園給食を提供

イ 麴町・九段・番町幼稚園で弁当給食を提供

※原則として休業日を除く

3 議案

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

千代田区立こども園処務規程の一部改正

千代田区立こども園処務規程（平成14年千代田区訓令第1号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（所掌事務） 第1条 千代田区立こども園（以下「園」という。）は、千代田区立こども園条例（平成13年千代田区条例第35号）<u>及び同条例施行規則（平成14年千代田区規則第13号）並びに千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年千代田区教育委員会規則第4号）</u>の規定に基づき、乳幼児の育成に関する事務をつかさどる。</p>	<p>（所掌事務） 第1条 千代田区立こども園（以下「園」という。）は、千代田区立こども園条例（平成13年千代田区条例第35号）<u>並びに同条例施行規則（平成14年千代田区規則第13号）及び千代田区立こども園の管理運営に関する規則（平成14年千代田区教育委員会規則第1号）</u>の規定に基づき、乳幼児の育成に関する事務をつかさどる。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 	

千代田区立学校の管理運営に関する規則等の一部改正について

1 改正趣旨

預かり保育の拡充に伴う幼稚園使用条例施行規則(昭和62年教育委員会規則第6号)の一部改正に際し、関連する教育委員会規則を見直したところ、千代田区立こども園の管理運営に関する規則(平成14年教育委員会規則第1号)(以下「こども園管理運営規則」という。)の規定の整備が必要となった。

また、こども園管理運営規則は、千代田区立学校の管理運営に関する規則(昭和53年教育委員会規則第4号)(以下「学校管理運営規則」という。)に準じた内容で策定していることから、今回の改正を機に学校管理運営規則の中にこども園管理運営規則の内容を規定し、こども園管理運営規則は廃止することとする。

2 改正内容

- (1)第1条の目的にこども園を新たに追加する。
- (2)こども園の入園に関する特例に係る規定を新設する。(第34条の2)

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

5 その他

こども園管理運営規則の廃止に伴い、千代田区立こども園処務規程(平成14年教育委員会訓令第8号)について、別紙のとおり所要の改正を行う。

千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 小学校及び中学校（第3条—第22条）</p> <p>第3章 中等教育学校（第23条—第31条）</p> <p>第4章 <u>幼稚園及びこども園（第32条—第35条）</u></p> <p>第5章 雑則（第36条）</p> <p>附則 （目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、千代田区立幼稚園、<u>（千代田区立こども園条例（平成13年千代田区条例第35号）で定めるこども園（以下「こども園」という。）</u>、小学校、中学校及び中等教育学校（次条において「学校」という。）の管理運営に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（主幹教諭）</p> <p>第6条の3 小中学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。</p> <p>2 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。</p> <p>3 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（ただし、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する事務職員及び学校栄養職員（以下「都費負担事務職員等」という。）並びに千代田区長（以下「区長」という。）任命に係る職員を除く。）を監督する。</p> <p>4 主幹教諭が担当する校務の範囲は、委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する。</p> <p>5 校長は、前項の規定に基づき主幹教諭が担当する校務の範囲を決定したときは、委員会に報告しなければならない。</p> <p>6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p> <p>7 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p> <p>第4章 <u>幼稚園及びこども園</u> （園長代理）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 小学校及び中学校（第3条—第22条）</p> <p>第3章 中等教育学校（第23条—第31条）</p> <p>第4章 <u>幼稚園（第32条—第35条）</u></p> <p>第5章 雑則（第36条）</p> <p>附則 （目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、千代田区立幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校（次条において「学校」という。）の管理運営に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（主幹教諭）</p> <p>第6条の3 小中学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。</p> <p>2 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。</p> <p>3 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（ただし、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する事務職員及び学校栄養職員（以下「都費負担事務職員等」という。）並びに千代田区長任命に係る職員を除く。）を監督する。</p> <p>4 主幹教諭が担当する校務の範囲は、委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する。</p> <p>5 校長は、前項の規定に基づき主幹教諭が担当する校務の範囲を決定したときは、委員会に報告しなければならない。</p> <p>6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p> <p>7 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p> <p>第4章 <u>幼稚園</u> （園長代理）</p>

<p>第33条 副園長の置かれていない<u>幼稚園及びこども園</u>にあつては、園長に事故あるとき又は園長が欠けたときは、委員会は、園長代理を命ずるものとする。</p> <p>2 (現行に同じ) (こども園の入園に関する特例)</p>	<p>第33条 副園長の置かれていない<u>幼稚園</u>にあつては、園長に事故あるとき又は園長が欠けたときは、委員会は、園長代理を命ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第34条の2 委員会は、保護者によるこども園の入園申込に際し、千代田区立こども園条例施行規則(平成14年千代田区規則第13号。第3項において「区規則」という。)第9条第3項の規定に基づき区長から承認の可否を求められたときは、審査の上、入園を承認し又は承認しないものとする。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる場合においては、別に定める幼稚園課程の開始に係る通知書を、区長を経由して保護者に交付する。</p> <p>(1) 入園を申し込む年度の初日の前日において3歳に達している幼児について前項の規定により入園を承認したとき。</p> <p>(2) 現に在園している幼児で年度の末日までに3歳に達するものが、翌年度以降も引き続き育成を希望するとき。</p> <p>3 委員会は、こども園の入園を承諾された乳幼児又は現に在園している乳幼児に係る当該承諾の取消し又は育成の解除について、区規則第21条第3項の規定に基づき区長から承認の可否を求められたときは、調査の上、承認し又は承認しないものとする。</p> <p>(準用規定)</p>	<p>(準用規定)</p>
<p>第35条 第3条(同条第1項第2号を除く。)、第4条、第5条、第6条、第6条の6、第11条の2から第11条の6まで、第13条、第14条、第16条、第17条、第21条及び第22条の規定は、<u>幼稚園及びこども園</u>に準用する。この場合において、当該規定中「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「小中学校」とあるのは「園」と、第3条第1項及び第2項中「学期及び休業日」とあるのは「学期」と、第4条中「第63条(施行規則第79条において準用する場合を含む。)」とあるのは「第39条において準用する施行規則第63条」と、第5条第1項中「第37条第4項(法第49条において準用する場合を含む。)」とあるのは「第27条第4項」と、第6条第5項中「第37条第6項(法第49条において準用する場合を含む。)」とあるのは「第28条において準用する法第37条第6項」と、第11条の5中「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、第11条の6第3号中「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。</p>	<p>第35条 第3条(同条第1項第2号を除く。)、第4条、第5条、第6条、第6条の6、第11条の2から第11条の6まで、第13条、第14条、第16条、第17条、第21条及び第22条の規定は、<u>幼稚園</u>に準用する。この場合において、当該規定中「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「小中学校」とあるのは「園」と、第3条第1項及び第2項中「学期及び休業日」とあるのは「学期」と、第4条中「第63条(施行規則第79条において準用する場合を含む。)」とあるのは「第39条において準用する施行規則第63条」と、第5条第1項中「第37条第4項(法第49条において準用する場合を含む。)」とあるのは「第27条第4項」と、第6条第5項中「第37条第6項(法第49条において準用する場合を含む。)」とあるのは「第28条において準用する法第37条第6項」と、第11条の5中「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、第11条の6第3号中「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。</p>

備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（千代田区立こども園の管理運営に関する規則の廃止）
- 2 千代田区立こども園の管理運営に関する規則（平成 14 年教育委員会規則第 1 号）は、廃止する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 趣 旨

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、仕事と生活の両立を支援する観点から、勤務環境の整備等に関する規定を新設することとなることから、関連する教育委員会規則の改正を行う。

2 改正内容

(1) 超過勤務制限の対象職員の拡大に伴う改正（教育委員会規則第8条の2第7項）

現行	改正後
<p>・<u>3歳に満たない子のある職員</u>が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。</p>	<p>・<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。</p>

(2) 子の看護休暇の取得事由拡大に伴う改正（教育委員会規則第22条の2関係）

①子の看護休暇の名称の改正（「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める）

②取得事由の拡大

現行	改正後
<p>・負傷、疾病による看護 ・予防接種、健康診断</p>	<p>・負傷、疾病による看護 ・予防接種、健康診断 ・<u>感染症に伴う学級閉鎖等</u> ・<u>子の行事参加(入園・入学・卒園式)</u></p>

(3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境等の整備（新設）

介護離職防止のため、教育委員会の措置義務を明記

（教育委員会規則第30条の3、第30条の4、第30条の5及び第30条の6の新設）

①介護が必要な旨を申し出た職員に対し、仕事と介護の両立支援に係る制度についての周知及びその請求等の意向確認

②職員への仕事と介護の両立支援に係る制度に関する早期の情報提供

③仕事と介護の両立支援に係る制度の円滑な請求等が行われるための同制度の利用に際する勤務環境の整備(研修実施・相談体制整備等)

4 新旧対照表
別紙のとおり

5 施行期日
令和7年4月1日

議案第18号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）</p> <p>第8条の2（現行に同じ） 2から6まで（現行に同じ）</p> <p>7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>（1）前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合 （2）当該請求に係る子が、小学校就学の始期に達した場合</p>	<p>（育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）</p> <p>第8条の2（略） 2から6まで（略）</p> <p>7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>（1）前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合 （2）当該請求に係る子が、<u>条例第11条の2第1項の規定による請求にあっては3歳に、条例第11条の3第1項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合</u></p>
<p>（子の看護等休暇）</p> <p>第22条の2 <u>子の看護等休暇</u>は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護等（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。）、予防接種の付き添い又は健康診断の付き添いのため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 <u>子の看護等休暇</u>は、一会計年度において、1</p>	<p>（子の看護休暇）</p> <p>第22条の2 <u>子の看護休暇</u>は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を<u>行うことをいう。</u>）、予防接種の付き添い又は健康診断の付き添いのため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 <u>子の看護休暇</u>は、一会計年度において、1</p>

て、1日を単位として5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日とする。）以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認められるときは、1時間を単位として承認することができる。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の子の看護等休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて子の看護等休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 子の看護等休暇の残日数すべてについて請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを承認することができる。

5 第2項ただし書の規定による承認（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第3項に規定する時間数を単位として承認された子の看護等休暇を含む。）については、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））の承認をもって1日の承認とするものとする。

6 教育委員会は、子の看護等休暇を承認するときは、当該休暇に係る事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第30条の3 条例第18条の3第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1) 条例第18条第1項に規定する介護休暇

(2) 条例第18条の2第1項に規定する介護時間

(3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限

(4) 条例第11条の2第1項の規定による

日を単位として5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日とする。）以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認められるときは、1時間を単位として承認することができる。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の子の看護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて子の看護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 子の看護休暇の残日数すべてについて請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを承認することができる。

5 第2項ただし書の規定による承認（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第3項に規定する時間数を単位として承認された子の看護休暇を含む。）については、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））の承認をもって1日の承認とするものとする。

6 教育委員会は、子の看護休暇を承認するときは、当該休暇に係る事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。

超過勤務の制限

(5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限

(6) 条例第17条第1項に規定する短期の介護休暇

第30条の4 条例第18条の3第1項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 介護両立支援制度等

(2) 介護両立支援制度等の申告先、請求先又は申請先

(3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第18条の3第1項又は第2項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第1項の規定による場合における第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第30条の5 条例第18条の3第1項の教育委員会規則で定める措置（第3号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。

(1) 面談

(2) 書面の交付

(3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第30条の6 条例第18条の4第1項第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 職員の介護両立支援制度等の利用

に関する事例の収集及び職員に対する
当該事例の提供

(2) 職員に対する介護両立支援制度等
及び介護両立支援制度等の利用の促進
に関する方針の周知

備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。